

インテリアプランナー資格制度の変更について

平成 28 年 1 月 25 日

公益財団法人 建築技術教育普及センター

標記資格制度の変更については、以下のとおり平成 28 年度から実施します。

1. インテリアプランナー資格制度

インテリアプランナー資格制度は、建築物のインテリアの設計及び工事監理並びにこれらに附帯する業務（以下「インテリア設計等」という。）に従事する者のインテリア設計等に関する知識及び技能の水準についての審査、証明等を行うものです。この資格制度は、昭和 62 年度に創設され、平成 12 年度までは国土交通大臣が認定する事業として実施してきましたが、平成 13 年度からは従来の制度を引継ぎ、当センター独自の資格制度として実施しているものです。

2. 資格制度の変更の理由

ストックの時代を迎え、リフォーム・リノベーション需要も拡大してきており、インテリア設計等の役割の重要性は今後ますます高まっていくものと考えられます。

インテリア設計等に深く関わるインテリアプランナーがこのような社会的要請に応じていくためには一定数の資格者が社会において活躍し、その認知度を高めていくことが必要です。

そのためにも既資格者の登録更新率が高齢化等により減少傾向にある中で、若い人達を中心にインテリアプランナー受験を目指す方々の増加を図っていくことが重要であることから、当センターにおいては昨年度にインテリアプランナー資格制度運営委員会を開催して検討を行いました。

その結果を踏まえて平成 28 年度より資格制度の変更を行うこととします。

3. 主な変更事項等

- ①これまで一体として実施していた学科試験と設計製図試験を分離することにより、試験内容の充実を図ります。（これまでの試験時期（11 月）を学科試験（6 月）と設計製図試験（11 月）に分離します。）
- ②受験者の年齢制限を撤廃するとともに、学科試験の合格者に、登録することにより「アソシエイト・インテリアプランナー（通称：准インテリアプランナー、略称：A I P）」の資格を付与します。
- ③インテリアプランナー（略称：I P）の登録に必要な実務経験年数を短縮します。
- ④受験者が学習しやすい環境を整備するとともに、受験手数料を引き下げます。
- ⑤（一社）インテリアプランナー協会の協力を得て、広報普及活動を充実します。

4. 変更内容一覧（新旧対照表）

項目	新	旧
1. 変更時期	平成 28 年 4 月 1 日から	平成 28 年 3 月 31 日まで
2. 試験 (1) 試験の構成	①インテリアプランナー試験（以下〔IP試験〕という。）は学科試験と設計製図試験に分離し、原則として、学科試験を合格した者が設計製図試験を受けることができる。ただし、アソシエイト・インテリアプランナー、建築士（一級・二級・木造建築士）は、学科試験を免除する。 ②設計製図試験を合格した者を、IP試験の合格者とする。	①IP試験は、学科試験と設計製図試験により構成する。 ②学科試験と設計製図試験それぞれに合格者を決定し、5年以内に学科試験及び設計製図試験のいずれにも合格した者を、IP試験の合格者とする。
(2) 学科試験	①出題数・出題形式：50問、4枝択一式 ②試験時間：2時間30分 ③出題内容：インテリア設計等を行う上で必要となる基本的な知識 ④出題分野：インテリア計画、インテリア装備、インテリア施工、インテリア法規、建築一般 ⑤合格基準点：分野別（科目別）基準点は設けない	①出題数・出題形式：30問、4枝択一式 ②試験時間：1時間30分 ③出題内容：インテリア設計等を行う上で必要となる基本的な知識 ④出題分野：インテリア計画、インテリア装備、インテリア施工、インテリア法規、建築一般 ⑤合格基準点：分野別（科目別）基準点は設けていない
(3) 設計製図試験	①出題内容：従来のもので大きく変わらないが、多少新たな内容を付加したものとし、その内容については設計課題の公表時に公表する。 ②試験時間：6時間 ③要求図書：設計主旨、平面図、断面図、展開図、天井伏図、透視図、一部詳細図、仕上表、家具表、等のうち指定するもの ④課題発表：6月中旬の学科試験の頃に公表する。	①出題内容：建築物における空間の使われ方、生活のイメージが判るようなインテリア設計 ②試験時間：6時間 ③要求図書：設計主旨、平面図、断面図、展開図、天井伏図、透視図、一部詳細図、仕上表、家具表、等のうち指定するもの ④課題発表：7月下旬に受験総合案内書に掲載
(4) 試験日・試験会場	①学科試験：6月中旬、札幌、仙台、東京、名古屋、京都、大阪、広島、福岡、沖縄の9都市 ②設計製図：11月下旬、札幌、仙台、東京、名古屋、京都、大阪、広島、福岡の8都市	①学科試験、設計製図試験とも11月下旬の1日で実施 ②試験会場：札幌、仙台、東京、名古屋、京都、大阪、広島、福岡の8都市
(5) 試験の受験資格	年齢制限はなし、設計製図試験は5年以内の学科試験の合格者、アソシエイト・インテリアプランナー又は建築士が受験することができる。	学科試験、設計製図試験ともに、20歳以上
(6) ガイドブックの頒布	受験者等へ資格制度や学習しやすい環境を提供するために、資格制度の概要、試験概要、試験データ、出題範囲、過去問題・正答枝・解答例・解説等を掲載した「インテリアプランナーガイドブック」を頒布（有料）する。	なし
3. 登録・更新講習 (1) 称号の付与	①IP試験の合格者は、登録を受けることにより「インテリアプランナー」（略称：IP）と称することができる。 ②IP試験の学科試験の合格者は、登録を受けることにより「アソシエイト・インテリアプランナー（通称：准インテリアプランナー、略称：AIP）」と称することができる。	IP試験の合格者は、登録を受けることにより「インテリアプランナー」と称することができる。
(2) インテリアプランナーの登録・更新講習	①IP試験に合格した者で、所定の実務経験「所定の条件により、0年又は2年」を有する者とする。 （所定の条件） ・大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校・専修学校（専門課程のうち修業年限が2年以上に限る。夜間の課程を除く。）・各種学校（高校卒を入学資格とし、修業年限が2年以上に限る。夜間の課程を除く。）において、インテリア又は建築に関する課程のうち「一括して認められている課程」若しくは「個別に認められている課程」（従来の認定基準Iの課程）を卒業した者又は一級・二級・木造建築士…実務経験年数0年（不要） ・上記以外の課程、資格及び実務経験のみ…一律に実務経験年数2年 ②原則として、新規登録可能期間（IP試験に合格した日から5年とする。）内に新規の登録をしなければならない。ただし、所定の講習を受けることにより遅	①IP試験に合格した者で、所定の実務経験「所定の条件により、0年又は2年～6年」を有する者とする。 ②原則として、新規登録可能期間（IP試験に合格した日から5年とする。）内に新規の登録をしなければならない。 ③登録の有効期間は5年で、登録の満了前に更新講習（講義方式又は自習方式）を修了することにより、更新の登録を受ける。 ④新規登録は1年に2回実施。受付締切→登録（4月→7月、10月→1月）

	<p>延登録が認められる。</p> <p>③登録の有効期間は5年（登録を受けた日から5年を経過した日の属する年の9月30日までとする。）で、登録の満了前に更新講習（講義方式又は自習方式）を修了することにより、更新の登録を受ける。</p> <p>④新規登録は1年度に3回実施。受付締切→登録（4月1日→6月、8月→11月、12月→3月）</p>	
(3)アソシエイト・インテリアプランナーの登録・更新講習	<p>①新規登録可能期間は、IP試験の学科試験を合格した日から5年（登録を受けた日から5年を経過した日の属する年の9月30日までとする。）とし、新規登録可能期間を経過した日以降の登録は認めないものとする。</p> <p>②アソシエイト・インテリアプランナーの更新講習は、インテリアプランナーの更新講習テキストの「インテリア法規部分」等の自習方式を想定する。</p> <p>③新規登録は1年度に3回実施（ただし平成28年度は2回）。受付締切→登録（4月→6月、9月→11月、1月→3月）</p>	なし
(4)再登録	<p>①適時に再登録を受けることができるようにし、再登録を行う場合は、所定の再登録のための講習（更新講習と同じとする。したがって再登録の講習は年1回の実施となる。）の課程を修了し所定の要件を満たしたうえで登録申請をしなければならない。</p> <p>②アソシエイト・インテリアプランナーは、再登録のしくみは設けないものとする。</p>	登録が抹消された日から1年以内に限り再登録を認める。
4. 受験手数料等 （+消費税）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学科試験 9,000円 ・ 設計製図試験 15,000円 （学科試験+設計製図試験は24,000円） ・ インテリアプランナー新規登録 10,000円 ・ インテリアプランナー遅延登録 20,000円 ・ インテリアプランナー更新講習+更新登録 20,000円 ・ インテリアプランナー再登録講習+再登録 20,000円 ・ アソシエイト・インテリアプランナー新規登録 2,000円 ・ アソシエイト・インテリアプランナー更新講習+更新登録 9,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学科試験 21,000円 ・ 設計製図試験 21,000円 （学科試験+設計製図試験は25,000円） ・ インテリアプランナー新規登録 19,000円 ・ インテリアプランナー更新講習+更新登録 28,000円
5. 経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度から平成27年度の間実施した学科試験に合格した者で、それぞれの合格年度を含む5年度以内に実施する新制度の設計製図試験を合格したものは、新制度のIP試験の合格者とみなす。 ・平成24年度から平成27年度の間実施した設計製図試験に合格した者で、それぞれの合格年度を含む5年度以内に実施する新制度の学科試験を合格したものは、新制度のIP試験の合格者とみなす。なお、これらの者が建築士であったり、建築士になったとしても学科試験は免除とはなりません。 	

5. 資格制度の広報普及等

資格制度の広報普及、資格者の活用・資質向上について、以下の事項等の実施に努めるものとします。

- ・活躍するインテリアプランナーの紹介・PR
- ・良質な設計等事例の紹介・PR
- ・企業・学校等へのPR活動
- ・作品表彰制度の拡充 等

（問合わせ先）

<p>公益財団法人建築技術教育普及センター 試験部試験第四課（武田、見目） 電話 03-6261-3310（代表）</p>

■ インテリアプランナーの登録資格(新制度)

インテリアプランナー試験の合格者で、下表の区分のいずれかに該当する者は、インテリアプランナー登録を受けることができます。ただし、「登録の欠格事由」に該当する者は、登録を受けることができません。

また、インテリアプランナー試験の合格者となった日から5年経過して登録(遅延登録)を受けようとする者は、センターの実施する登録のための講習を修了しなければなりません。

登録資格一覧表

区分	条件	学歴又は資格		インテリアに関する必要実務経験年数	
		卒業学校	課程		
学歴	(1)	大学		卒業後 0年	
	(2)	短期大学			
	(3)	高等専門学校			
	(4)	専門学校・専修学校	専門課程で修業年限2年以上		インテリア又は建築に関する課程で「一括して認められている課程」
		各種学校	高校卒以上で修業年限2年以上		
(5)	上記(1)～(4)に掲げる学校		インテリア又は建築に関する課程で「個別に認められている課程」	卒業後 0年	
資格	(6)	一級建築士		資格取得後 0年	
	(7)	二級建築士			
	(8)	木造建築士			
実務	(9)	上記(1)～(8)に掲げる以外の者		2年以上	
—	(10)	その他、上記(1)～(8)に掲げる者と同等以上と認められる者		0年	

(注) ①「一括して認められている課程」

一括して認められる課程とは、課程の名称(専攻・コース・系の名称に付されている場合を含む。)が、次のいずれかに該当する課程のことです。ただし、専門学校等の夜間の課程は除きます。

＜インテリア科、インテリアデザイン科、建築学科、建築科、建築工学科、建築デザイン科、建築設計科、住居学科＞

②「個別に認められている課程」

個別に認められている課程とは、「一括して認められる課程」以外の名称で、当センター理事長が定める「個別に認められている課程の認定基準」を満たす課程のことです。「インテリアに関する実務経験年数」は0年(不要)となります。原則として、旧制度の「認定基準Ⅰ」を満たしている課程が該当します。

③「登録の欠格事由」

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は失効を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 三 建築物の建築に関し罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は失効を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 四 破産者で復権を得ない者
- 五 登録者が、その業務に関し不誠実な行為をしたことを理由に、登録を抹消され、その抹消された日から起算して2年を経過しない者

登録資格一覧表(旧制度)

区分	条件	学歴又は資格		インテリアに関する必要実務経験年数		
		卒業学校	課程			
学歴 + 実務	(1)	大学		卒業後 2年以上		
	(2)	短期大学				
	(3)	高等専門学校				
	(4)	専門学校・専修学校	専門課程で修業年限2年以上		インテリア又は建築に関する課程で「一括して認められている課程」	
		各種学校	高校卒以上で修業年限2年以上			
	(5)	上記(1)～(4)に掲げる学校			インテリア又は建築に関する課程で認定基準Ⅰの「個別に認められている課程」	卒業後 2年以上
					インテリア又は建築に関する課程で認定基準Ⅱの「個別に認められている課程」	卒業後 4年以上
(6)	専門学校・専修学校 各種学校	専門課程で修業年限1年以上 高校卒以上で修業年限1年以上	インテリア又は建築に関する課程で認定基準Ⅱの「個別に認められている課程」	卒業後 4年以上		
(7)	高等学校		インテリア又は建築に関する課程で「一括して認められている課程」	卒業後 5年以上		
資格 + 実務	(8)	一級建築士		資格取得後 0年		
	(9)	二級建築士				
	(10)	木造建築士				
	(11)	商業施設士		資格取得後2年以上		
	(12)	一級インテリア設計士				
	(13)	インテリアコーディネーター				
実務のみ	(14)	インテリアに関する実務経験		6年以上		
—	(15)	その他、上記に掲げる者と同等以上と認められる者		所定の年数以上		